

安全保障輸出管理の必要性 と 日本の輸出管理制度

2013年10月



経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部

1. 安全保障輸出管理の必要性

- (1) 安全保障輸出管理の目的と手段
- (2) 国際的な脅威の高まり
- (3) 国連安保理決議
- (4) 必要性まとめ

2. 国際輸出管理レジーム

3. 日本の安全保障輸出管理制度

- (1) 制度の概要
- (2) リスト規制
- (3) キャッチオール規制

1. 安全保障輸出管理の必要性

(1) 安全保障輸出管理の目的と手段①

<目的>

国際的な平和及び安全の維持

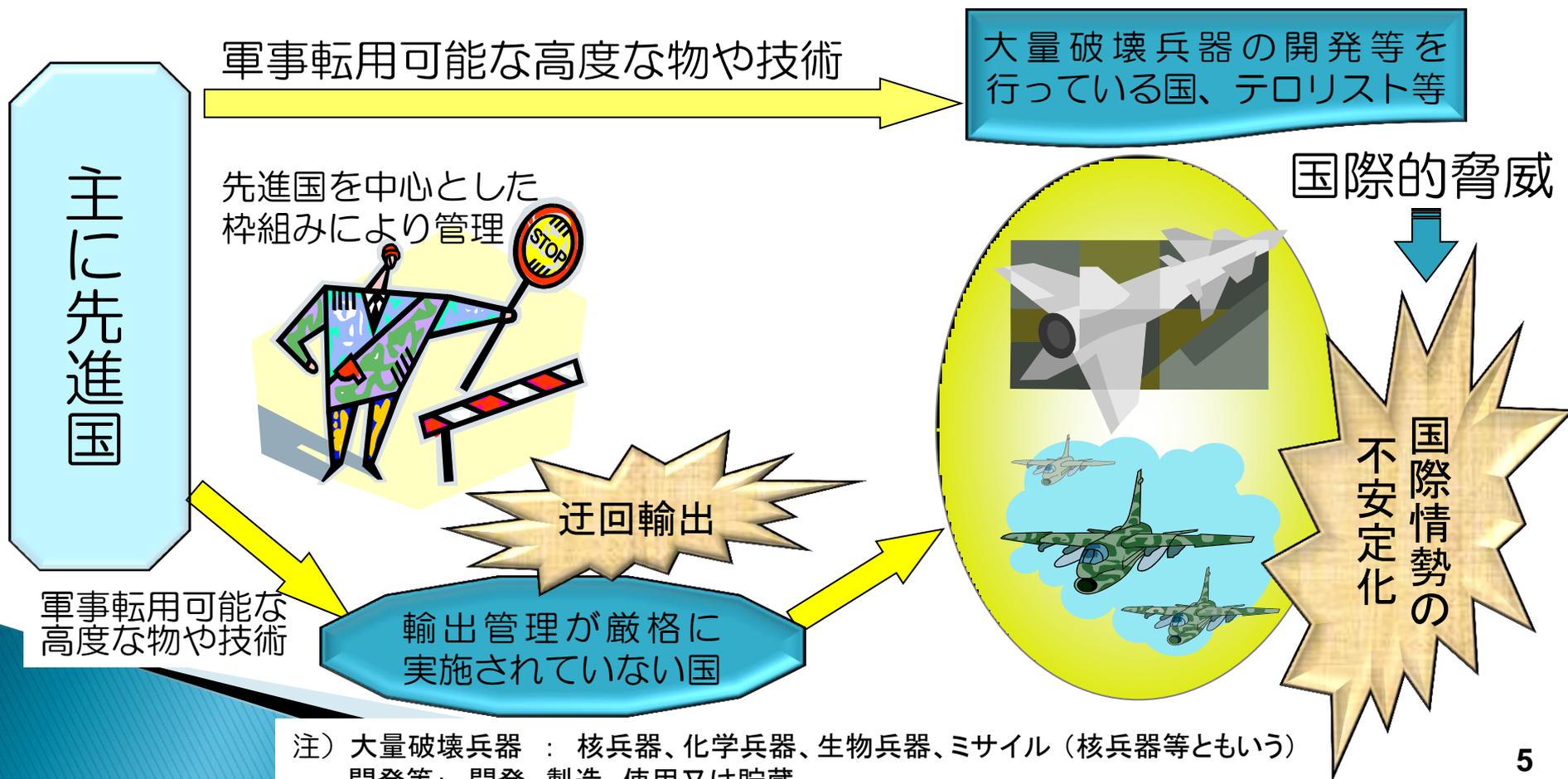
<手段>

武器や軍事転用可能な物・技術が、国際的な平和及び安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理



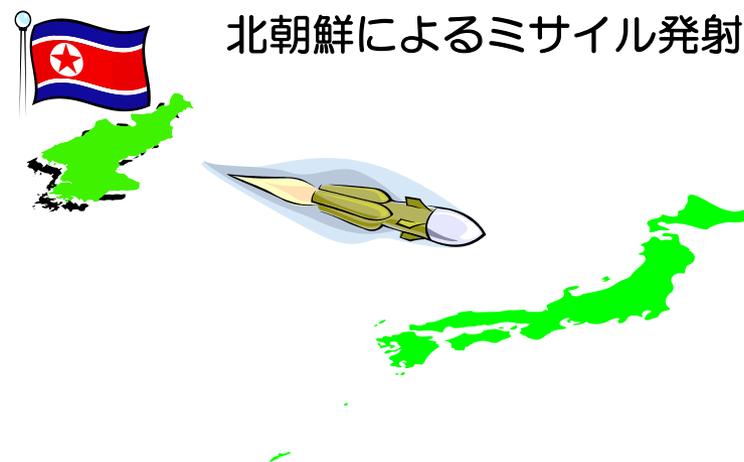
(1) 安全保障輸出管理の目的と手段②

高度な機械や技術が、大量破壊兵器を開発等している国などに渡った場合、**国際的な脅威**となり、情勢の不安定化を招く。その脅威を未然に防止するために、輸出管理に取り組む必要がある。



(2) 国際的な脅威の高まり①

1. 地下鉄サリン事件(1995/3/20)
2. 米国同時多発テロ事件(2001/9/11)
3. 米国の炭疽菌事件(2001/9/27)
4. スペイン列車爆破事件(2004/3/11)
5. ロンドン地下鉄・バス爆破事件
(2005/7/7)
6. ムンバイ同時テロ(2008/11/26)
7. モスクワ地下鉄連続テロ(2010/3/29)
8. 韓国・延坪島(延坪島(延坪島))北朝鮮砲撃事件
(2010/11/23)
9. 北朝鮮ミサイル発射
(2006/7/5、2009/4~10月、
2012/4/13、12/12)
10. 北朝鮮核実験(2013/2/12)
11. シリア内戦(2011年~) 化学兵器使用
疑惑



- 大量破壊兵器などの使用が現実。
- とりわけ、生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易。

(2) 国際的な脅威の高まり②

- ▶ 長期安定政権の崩壊など、世界各国において国際情勢の不安定化がもたらされている。
- ▶ 世界各国において「テロ」に対する脅威が高まっている。



- ▶ 大量破壊兵器の開発国やテロリストは、輸出管理が不十分な国や組織を狙うかもしれない。
(中小企業や大学・研究機関であっても例外ではない。)



大量破壊兵器の製造に必要な物資・機材・技術の多くが軍民両用（デュアル・ユース）であるため、偽装も容易。

【参考1】民生汎用品の懸念用途への転用例

- 民生用途として輸出した物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれあり。

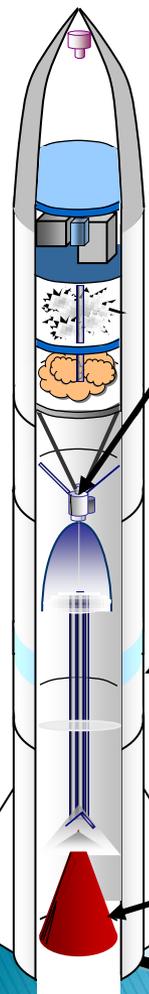
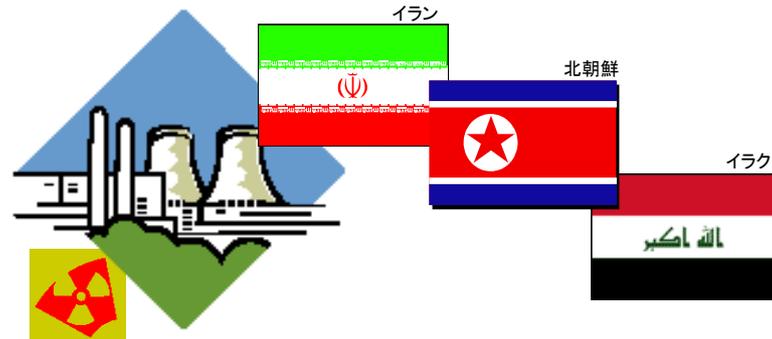
	懸念用途	民生用途
工作機械	ウラン濃縮用 遠心分離機の 製造 	自動車の製造や切削 
シアン化 ナトリウム	化学兵器の 原材料 	金属メッキ工程 
ろ過器	細菌兵器の製造 のための細菌の 抽出 	海水の淡水化  
炭素繊維	ミサイルの構造 材料 	航空機の部品 

【参考2】民生汎用品の懸念用途への転用例

ミサイル



米国エネルギー省 HP



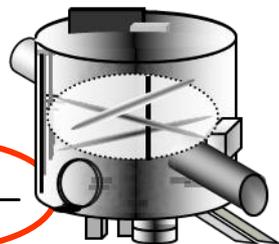
ポンプ

液体燃料等圧送

ミキサー

固体推進薬

ノズル(炭素
繊維複合材)



米国NASA HP



遠心分離機ローター



日本原燃HP
遠心分離機 (カスケード)

工作機械

国連においても、国際平和及び安全に対する脅威を認識し、国際的な取り組みを喚起している。

- ▶ 国連安保理決議 1540(2004年4月)
 - 大量破壊兵器及びその運搬手段の輸出(再輸出を含む)に関する適切で効果的な管理
- ▶ 国連安保理決議 1718(2006年10月)
 - 北朝鮮に対する武器及び大量破壊兵器関連計画につながり得る物資の供給の防止
- ▶ 国連安保理決議 1737(2006年12月)
 - イランに対するウラン濃縮計画及び大量破壊兵器の運搬手段の開発につながり得る物資の供給の防止
- ▶ 国連安保理決議 2094(2013年3月)
 - 北朝鮮の金融取引の取り締まりや、核・ミサイル関連の密輸品を運搬していると疑われる貨物の検査を、国連加盟国に義務付けた

等

(4) 必要性まとめ

- 軍事転用可能な貨物・技術が、懸念活動を行う恐れのある国家やテロリスト等に渡ることにより、国際的な平和や安全が脅かされる。
- 台湾を含むアジアにおいて、日系等現地法人の生産及び輸出拠点としてのプレゼンスが近年急速に増大。
- 日系等現地法人の生産拠点は今後ますます高度化し、当該企業からの汎用品の輸出が懸念用途に巻き込まれる可能性あり。
- 今後、日系企業等が更なる高度な汎用品生産の台湾への移管を検討したとしても、台湾企業による輸出管理遵守が不適切であれば、断念する場合も考えられる。(→投資活動の停滞)

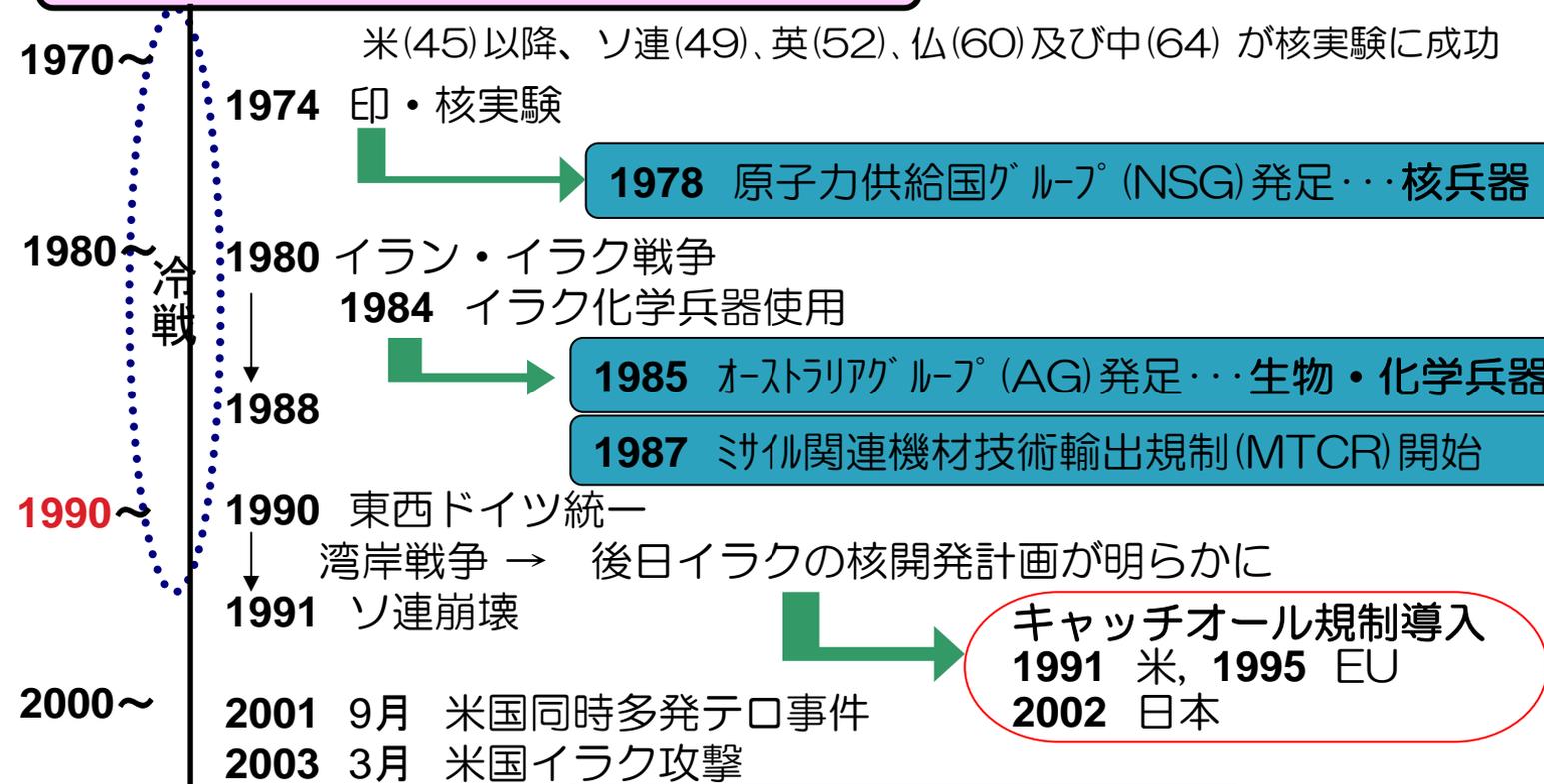


✓ 台湾企業による輸出管理制度の確実な実施は、台湾の更なる経済成長及び地域の安全保障にとって重要。

2. 国際輸出管理レジーム

○国際輸出管理レジームの経緯

世界情勢



大量破壊兵器

通常兵器

1949
ココム
設立

1994
ココム
解体

1996
ワッセナー・
アレンジメント
(WA)
設立

<参考> 90年代以降のアジア情勢

北朝鮮		インド・パキスタン	
1993	ノドン発射	1998	両国が核実験
1993~1994	核開発疑惑と米朝枠組合意	2003	両国がミサイル発射実験
1998	テポドン発射		
2006	ミサイル発射・核実験		
2009	ミサイル発射・核実験		
2012	ミサイル発射		
2013	核実験		
		イラン	
		2006 ~ 核開発疑惑による国連決議	

○国際輸出管理レジームの概要

(2013年9月現在)

国際的枠組

大量破壊兵器関連

通常兵器
関連

条約

核兵器、生物・化学兵器
そのものを規制

核兵器関連

NPT

核兵器
不拡散
条約
Nuclear
Non-
Proliferation
Treaty

・70年発効
・190カ国締約

生物・化学兵器関連

BWC

生物兵器
禁止条約
Biological
Weapons
Convention

・75年発効
・170カ国締約

CWC

化学兵器
禁止条約
Chemical
Weapons
Convention

・97年発効
・189カ国締約

ミサイル関連

MTCR

ミサイル関連
機材・技術輸
出規制
Missile
Technology
Control
Regime

・87年発足
・34カ国参加

通常兵器関連

WA

ワッセナー・
アレンジメント
The
Wassenaar
Arrangement

・96年発足
・41カ国参加

日本の枠組

武器輸出
三原則

〔武器輸出を
原則禁止〕

条約・レジーム

外国為替及び
外国貿易法

・輸出貿易管理令
(物)
・外国為替令
(技術)

国際輸出 管理 レジーム

通常兵器や大量破壊兵器
の開発に用いられる
汎用品等を貿易管理

NSG

原子力
供給国
グループ
Nuclear
Suppliers
Group

・78年発足
・48カ国参加

AG

オーストラリア
・グループ
Australia
Group

・85年発足
・40カ国参加

3. 日本の安全保障輸出管理制度

(1) 日本の安全保障輸出管理制度の概要

法律		政令			
外国為替及び外国貿易法 (外為法)	貨物 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令)	リスト規制 1~15項	大量破壊兵器 キャッチオール規制 (平成14年4月導入) 別表第1 16項	通常兵器 補完的輸出規制 (平成20年11月導入) 16項
	第25条 技術	外国為替令 (外為令)	1~15項	別表 16項	16項
貨物：機械、部品、原材料など 技術：物の設計、製造、使用に関する技術 (ソフトウェアも含む)		規制対象に なるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・武器 ・兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの 	リスト規制以外で、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのあるもの	リスト規制以外で、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのあるもの
ホワイト国：米、加、EU諸国等の輸出管理を厳格に実施している27カ国 国連武器禁輸国：国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等11カ国		地域等 規制対象	全地域向けが対象	ホワイト国を除く全地域向けが対象	国連武器禁輸国向けが対象 ※特定の品目については、ホワイト国を除く全地域向けが対象

○貨物の輸出と技術提供の違い

—国内—

—外国—

貨物

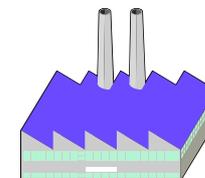


船積み

貨物の輸出

注意

ハンドキャリアで
の持ち出しも輸出



工場の設備



販売

研修員受入れ(非居住者)

技術



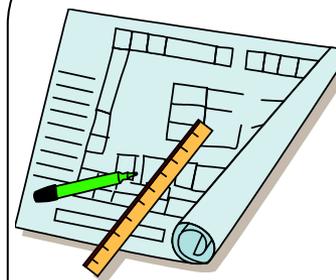
技術指導等



メール送信



技術の提供
(技術データの提供、
技術支援等による。)



設計図
データ



技術指導

注意

技術取引は国内においても発生する可能性あり！

○規制対象“技術”の内容(種類)

規制対象貨物に関連する技術が規制対象

設計

一連の製造過程の前段階の全ての段階

→設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ^①の製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト etc

製造

全ての製造過程

→建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立/アセンブリ、検査、試験、品質保証 etc

使用

設計、製造以外の段階であって、次の場合

→操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理。ただし、外為令別表の1の項に係る技術にあつては、設計、製造以外の段階

ポイント

必要な技術

規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術

輸出しようとする貨物が輸出令・別表第1の1～15項に該当する場合、又は提供しようとする技術が外為令・別表の1～15項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- ・国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制。
- ・品名・仕様をリスト化しており、その仕様(スペック)(※)に該当するものは、必ず輸出等の許可が必要。
(※)仕様(スペック)は“貨物等省令”に規定。
- ・全地域向けが対象。

注) 用途、需要者にかかわらず、たとえ海外の自社工場や日系企業への輸出でも許可が必要。

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
1 武器		(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	誘導炉・アーク炉・溶解炉等	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	アイソスタチックプレス等	(47)	トリチウム	(18)	アビオニクス装置等
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	ロボット等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	振動試験装置等	(49)	白金触媒	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(50)	ヘリウム3	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ベリリウム	3 化学兵器		(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	核兵器起爆用アルファ線源用物質	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤 と同等の毒性の物質・原料	(22)	ロケット搭載用電子計算機
(8)	軍用船舶等	(20)	ほう素10	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器 振動試験装置等、 空気力学試験装置【変更】 ・ 燃焼試験装置 他
(9)	軍用航空機等	(21)	核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	3の2 生物兵器		(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	るつぼ	(1)	軍用細菌製剤の原料	(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	ハフニウム	(2)	細菌製剤用製造装置等【追加】	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レーダー
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	リチウム	4 ミサイル		5 先端材料	
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	タングステン	(1)	ロケット・製造装置等	(1)	ふっ素化合物製品
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用 化学物質混合物	(26)	ジルコニウム	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(2)	ビニリデンフルオリド圧電重合体他
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ふっ素製造用電解槽	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(3)	推進装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	遠心力式鈞合試験機	(4)	しごきスピニング加工機等	(5)	チタン・ニッケルなどの合金・粉、製造装置等
(17)	【追加】軍用人工衛星又はその部分品	(30)	フィラメントワインディング装置等	(5)	サーボ弁・推進薬制御装置用 ポンプ・ 軸受	(6)	金属磁性材料
2 原子力		(31)	レーザー発振器	(6)	推進薬・原料	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	質量分析計・イオン源	(7)	推進薬の製造・試験装置等	(8)	超導材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	圧力計・ベローズ弁	(8)	粉粒体用混合機等	(9)	作動油
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(10)	潤滑剤
(4)	人造黒鉛	(35)	真空ポンプ	(10)	複合材料製造装置等	(11)	振動防止用液体
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(35の2)	【追加】スクロール型圧縮機等	(11)	ノズル	(12)	冷媒用液体
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(36)	直流電源装置	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(13)	チタンのホウ化物・セラミック半製品他
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(37)	電子加速器・エックス線装置	(13)	アイソスタチックプレス・制御装置	(14)	セラミック複合材料
(8)	周波数変換器等	(38)	衝撃試験機	(14)	複合材料用の炉・制御装置	(15)	ポリジエチレン・ポリプロピレン他
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(39)	ストリークカメラ・フレーミングカメラ等	(15)	ロケット・UAV用構造材料	(16)	ビスマレイト・芳香族ポリイミド他
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(40)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器			(17)	ビニリデンフルオリド共重合体他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(41)	核兵器起爆(試験)用貨物			(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品等
(11)	しごきスピニング加工機等	(42)	光電子増倍管			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸ゲアニン他
		(43)	中性子発生装置				
		(44)	遠隔操作のマニピュレーター				

項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名	項番	輸出許可品目名
6 材料加工		(18)	半導体基板	(7の2)	非球面光学素子	(3)	ロケット推進装置等
(1)	軸受等	(19)	レジスト	(8)	レーザー発振器等	(4)	無人航空機等
(2)	数値制御工作機械【削除】等	(20)	アルミニウム・ガリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(3)	歯車製造用工作機械等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化物	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	14 その他	
(4)	アイソスタチックプレス等	(22)	炭化けい素等	(9の2)	水中検知装置	(1)	粉末状の金属燃料
(5)	コーティング装置等	8 電子計算機		(10)	重力計・重力勾配計	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(6)	測定装置等	(1)	電子計算機等	(11)	レーダー等	(3)	ディーゼルエンジン等
(7)	ロボット等	9 通信		(12)	光反射率測定装置他	(4)	<削除>
(8)	フィードバック装置他	(1)	伝送通信装置等	(13)	重力計製造装置・校正装置	(5)	自給式潜水用具等
(9)	絞リスピニング加工機	(2)	電子交換装置	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(6)	航空機輸送土木機械等
7 エレクトロニクス		(3)	通信用光ファイバー	11 航法装置		(7)	ロボット・制御装置等
(1)	集積回路	(4)	<削除>	(1)	加速度計等	(8)	電気制動シャッター
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(2)	ジャイロスコープ等	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(3)	信号処理装置等	(5の2)	監視用方向探知器等	(3)	慣性航行装置等	(10)	簡易爆発装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の3)	【変更】無線通信傍受装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム 電波受信機、航空機用高度計等	(11)	爆発物探知装置
(5)	超電導電磁石	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(4の2)	水中ソナー航法装置等	15 機微品目	
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の5)	【削除】無線通信傍受装置	12 海洋関連		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(7)	高電圧用コンデンサ	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の4)までの設計・製造装置等【変更】	(1)	船舶(潜水艇、水中翼船他)	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8)	エンコーダ	(7)	暗号装置等	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(8の2)	サイリスターデバイス・サイリスターモジュール	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(8の3)	電力制御用半導体素子	(9)	非暗号型情報通信システム	(4)	水中カメラ等	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置【変更】
(9)	デジタルビデオ磁気テープ記録装置他	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(10)	波形記憶装置	(11)	(7)~(10)の設計・製造・測定装置他 (9)の設計・製造・測定装置他	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(11)	デジタル計測用記録装置	10 センサー等		(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(12)	信号発生器	(1)	水中探知装置等	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(13)	周波数分析器	(2)	光検出器・冷却器等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(14)	ネットワークアナライザー	(3)	センサー用の光ファイバー	(10)	妨害用水中音響装置	(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等
(15)	原子周波数標準器	(4)	高速度撮影可能なカメラ等	13 推進装置		*【追加】【削除】等は 2013年10月15日施行。	
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(5)	反射鏡	(1)	ガスタービンエンジン等		
(16)	半導体製造装置等	(6)	宇宙用光学部品等	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等		
(17)	マスク・レチクル等	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置				

(3) 大量破壊兵器キャッチオール規制

リスト規制品以外のものであっても、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象地域 → 輸出管理を厳格に実施している27カ国(ホワイト国)を除く地域

対象となるもの → リスト規制に該当しない全品目(ただし、食料品、木材等は除く。)

特に注意：懸念の強い貨物例【参考1】40品目

許可が必要となる要件

(1) 輸出者による判断 = 客観要件

① 用途要件(使用目的)

- ・輸入先等において、大量破壊兵器の開発等に用いられるかどうか

② 需要者要件(顧客)

- ・輸入者・需要者が大量破壊兵器の開発等を行う(行っていた)かどうか
- ・外国ユーザーリスト【参考2】掲載の企業・組織かどうか

(2) 経済産業省による判断 = インフォーム要件

- ・経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合

【参考1】大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル(TBP)	核兵器
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維	核兵器、ミサイル
3. チタン合金	核兵器、ミサイル
4. マルエージング鋼	核兵器、ミサイル
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器
6. しごきスピニング加工機	核兵器、ミサイル
7. 数値制御工作機械	核兵器、ミサイル
8. アイソスタチックプレス	核兵器、ミサイル
9. フィラメントワインディング装置	核兵器、ミサイル
10. 周波数変換器	核兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器
12. 振動試験装置	核兵器、ミサイル
13. 遠心力釣り合い試験器	核兵器、ミサイル
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル
15. 大型の非破壊検査装置	核兵器、ミサイル
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置	核兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器
18. 大型発電機	核兵器
19. 大型の真空ポンプ	核兵器
20. 耐放射線ロボット	核兵器

品目	懸念される用途
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル
22. 放射線測定器	核兵器
23. 微粉末を製造できる粉砕器	ミサイル
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル
25. プリプレグ製造装置	ミサイル
26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
27. ジャイロスコープ	ミサイル
28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	ミサイル
30. クレーン車	ミサイル
31. 密閉式の発酵槽	生物兵器
32. 遠心分離器	生物兵器
33. 凍結乾燥機	生物兵器
34. 耐食性の反応器	ミサイル、化学兵器
35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	ミサイル、化学兵器
37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
38. 耐食性の充てん用の機械	ミサイル、化学兵器
39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	ミサイル、生物・化学兵器

1. これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。

2. 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う。

②通常兵器キャッチオール規制(補完的輸出規制)とは

リスト規制品以外のものであっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象地域

輸出令別表第3の2対象地域^{注1)}

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目
(但し、食料品、木材等は除く)

許可が必要となる要件

(1)輸出者による判断

客観要件
(用途要件のみ)

輸入先等において、通常兵器^{注2)}の開発等に用いられるかどうか

(2)経済産業省による判断

インフォーム要件

経済産業省から許可を取
るよう通知を受けた場合

注1)輸出令別表第3の2対象地域(国連武器禁輸国・地域等)

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン

(平成24年2月1日よりシエラレオネが削除され、リビアが追加。計11カ国・地域。)

注2)通常兵器:核兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

☆平成25年10月15日施行
により改正

対象地域

輸出令別表第3の2対象地域を除く、
非ホワイト国

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目
(但し、食料品、木材等は除く)

許可が必要となる要件

経済産業省による判断

インフォーム要件

経済産業省から許可を取
るよう通知を受けた場合

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります。

注)外国ユーザーリストは毎年改訂されますので、最新版を入手するようにしてください。

国名	掲載数
インド	10
アフガニスタン	3
イラン	247
パキスタン	33
北朝鮮	120
中国	17
イスラエル	2
シリア	13
台湾	2
アラブ首長国連邦	4
香港	1
合計	452

各国別の掲載企業・組織数
(2013年8月30日版)

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> • The Base • Al Qaeda • Islamic Salvation Foundation • The Group for the Preservation of the Holy Sites • The Islamic Army for the Liberation of Holy Places • The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders • Usama Bin Laden Network • Usama Bin Laden Organisation 	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Safa Nicu	<ul style="list-style-type: none"> • Safa Nicu Sepahan • Safanco Company • Safa Nicu Afghanistan Company • Safa Al-Noor Company • Safa Nicu Ltd Company 	核 N

）

450	パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Unique Technical Promoters		核 N
451	パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Victor Star (Pvt) Ltd.		化学、核 C,N
452	香港 Hong Kong	Leader (Hong Kong) International	<ul style="list-style-type: none"> • Leader (Hong Kong) International Trading Limited • Leader International Trading Limited 	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N

ご静聴、ありがとうございました。



経済産業省 貿易経済協力局
貿易管理部